

令和元年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和元年12月5日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	今 枝 和 子	3番	高 田 浩 視
4番	寺 町 茂	5番	河 村 志 信
6番	澤 村 均	7番	堀 部 好 秀
8番	鏝 本 規 之	9番	黒 田 芳 弘
10番	臼 井 悦 子	11番	道 下 和 茂
12番	村 瀬 明 義	13番	若 原 敏 郎
14番	瀬 川 治 男	15番	上 谷 政 明
16番	大 西 徳三郎		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	早 川 謙
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大 野 一 彦	市 民 環 境 部 長	洞 口 博 行
健 康 福 祉 部 長	久 富 和 浩	産 業 建 設 部 長	原 誠
林 政 部 長	古 沢 弘 康	上 下 水 道 部 長	翠 直 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 長	溝 口 信 司	会 計 管 理 者	加 藤 健 二

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	鷺 見 誠	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	松 井 俊 英		

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 黒田芳弘君と10番 臼井悦子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

5番 河村志信君の発言を許します。

河村議員。

○5番（河村志信君）

皆さん、おはようございます。

2日目の第1番ということで、多少緊張して臨みたいと思っております。

事前通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問ですが、災害と指定管理者制度について取り上げさせていただきます。

既に先日、先輩議員より同様の質問がされ、重複する部分も多くあると思いますが、生命にかかわる重要な課題ということで御容赦願いたいと思います。

災害につきましては、以前にも質問させていただきましたが、予測と備えということで、いかに予測をし備えるかと、実際に災害が来てからでは遅いわけで、事前に備え綿密な対応を構築した自治体とか住民の方はその危機から逃れることができると考えております。そのような思いに沿って質問させていただきます。

質問事項1番、自然災害への対応についてお聞きします。

地球温暖化により大型化するスーパー台風、この10月12日に伊豆半島に上陸しました台風19号、その勢力は最低気圧915ヘクトパスカル、最大風速が55メートルと。これは伊勢湾台風がちなみに

930ヘクトパスカルですから、いかに大型化しているかというのが実感していただけるかと思えます。人類が放出する二酸化炭素が温室効果ガスとなり、海水の温度が上昇しているのが原因と言われております。

台風19号、その被害は総務省消防庁の発表によれば、10月22日現在で死者・行方不明者83名、全・半壊家屋が3,627棟、浸水家屋が6万2,400棟以上に上るとありました。そして、その死者の7割が60歳以上の高齢弱者であったということも注目すべき点じゃないかと考えます。

長野市におきまして、北陸新幹線の車両、まだ真新しい新幹線の車両が120両浸水した光景はとてもショッキングでした。30年、40年前の日本であれば起き得る光景だったかと思いますが、最新の技術、工法等でつくられた車両基地が水没してしまうと、これはもう想定外では済まされない事態だと思います。

この長野の場合、流域洪水という言葉がニュース等で叫ばれておりました。旅行で何度か長野へ行きますが、千曲川、下流では信濃川になるんですけど、非常に流域面積というか全長が長い川なんですけど、佐久と群馬県との県境が源流になっております。そちらが大量の雨が降りまして、そして支流の川から少しずつ集まり、そして千曲川に集中し、そして長野市内で越水による決壊という形で洪水となったと。長野市内では多分それほどの降雨じゃなかっただろうと、油断されていたんじゃないかと思えますけど、そういう従来なかったような災害が発生するということです。

言葉として正常性バイアスという言葉があります。自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価してしまうという特性のことだそうなんです。今回の19号台風のときも、避難勧告等により区長が各戸を回って避難してくださいよという案内をしましたが、事前に避難する方は少なく、9割ぐらいの方は大丈夫だというような感覚で逃げなかったと。先ほどお話ししました正常性バイアスと、自分だけは大丈夫、過去にこの辺は水害に遭ったことがないというような都合のいい解釈で避難しなかったという事実がございます。

また、後の災害を伝えるテレビ等のニュースで、真夜中にいよいよこれは危ないと、どんどん家に浸水してきて床上にまで来てしまうというような中で、真夜中の2時、3時に避難を始めると。その光景を、車で避難するわけですけど、ドライブレコーダーが捉えております、今の時代ですから。生々しい状況を記録しておりました。家を出るときはまだそれほどでもなかったと。しかし、避難所へ向かう途中の道路、農道だったように思いましたけど、水位がどんどん上がってくる。でも戻るに戻れない、それでどんどん前へ行ってしまう。そして、当然水量がふえていけば車体は浮いてしまって、ドライブレコーダーが捉えていました、車が回転してしまう。おお、死んじゃうぞ死んじゃうぞなんて叫んでおりましたが、後のニュースでは、その方は無事に歩いて避難所に向かわれたというふうなことで、真夜中に逃げるのもまたこれは一つ問題があるのかなというふうに捉えました。

そして、以前にもちょっと一般質問させていただきましたが、避難所の収容能力、キャパシティ、仮に500人とします。でも実際に災害が起きれば、そこに1,000人であったり2,000人であったり大勢の方が殺到してしまうと。広域な災害の場合、特に多くの市民の方がいよいよ危ないから行

こうというふうなことで、想定を上回る避難者が集まると。結果、入り切れず、仕方がないので2カ所目なのか3カ所目の避難所を探してまた移動すると。これも実際に危険な話なんですけど、災害が起きている状態でありますので。

仮に避難所に入れたとしても、体育館の板の間であったり、それから毛布も1枚であったり、隣の仕切りも確実でないためにプライバシー等は保たれないと。結果、車の中で寝泊まりされる方が多いと聞いております。結果、エコノミー症候群ということで、またそれで命を落とされる方もあると。新聞のタイトルによりますと、「過密、我慢、募る疲労」と、「雑魚寝、物資不足、100年前と変わらず」、そんな厳しい新聞の見出しもございました。

質問に入ります。

1番、ハザードマップの見直しはどのような状況でありましょうか。今回の台風でもハザードマップ外での浸水と、浸水想定区域外での被害が発生し、避難所となっていた公民館や市役所庁舎が浸水した事例がありました。国交省が進める水防法では、数十年から100年に一度のレベルというのが従来の捉え方でしたが、このスーパー台風等により1,000年に一度のレベルというようなどころまで見直しがされ、ハザードマップ等の要請がされていると聞いております。

現在、岐阜県下35の自治体では、新しい基準に従って、海津市さん、輪之内町さん、安八町さん、養老町さん、大野町さんの5つの自治体が新基準に沿った改定がされていると新聞にもございました。本巣市は旧基準とありますが、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、ハザードマップの見直しについてお答えをさせていただきます。

平成27年の水防法の改正によりまして、洪水に係る浸水想定区域は、河川整備において基本となります降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域へと拡充されたところでございます。

これによりまして、平成28年12月に国管理河川である根尾川につきましては、新基準に基づく洪水浸水想定区域図が公表されましたことから、本市におきましては、平成29年度に根尾川の洪水ハザードマップを改定し、平成30年5月に全戸配付するとともに、市ホームページでの公表や各庁舎における窓口配布などの周知に努めているところでございます。

さらに、県管理河川でございます犀川、糸貫川につきましては、本年3月に新基準の浸水想定区域図が公表されましたことや、本巣・糸貫地域の土砂災害警戒区域が、本年12月に追加公表される予定でございますことから、現在、この両ハザードマップについては策定を進めておりまして、来年の出水期前までには市民の皆様へ配付することとしております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

現状もハザードマップは各家庭に配付されておりますが、正直私のところもちらっとみただけで、細かくは頭に入っていないというふうなところが課題になりますので、また何かの機会に再徹底していただくような活動もお願いしたいと思います。

質問の2番に入ります。

避難所の設置状況について、公民館、学校の体育館、市役所庁舎など指定されていますが、各自治会においてより身近な場所、やはり歩いてすぐ行けるような場所が一番理想かと思っておりますので、近隣に工場等の企業さん、また大型量販店さん等があれば、そちらの建物については非常に強固であったり、高層で2階、3階にも逃げられるというふうなことで、そういう企業さんとの災害時の避難協定、そういうものの状況をお尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、避難所の設置状況についてお答えをさせていただきます。

本市では、市内の小・中学校や幼稚園、公民館など市内46カ所を指定避難所として、また各自治会の集会所など市内127カ所を緊急避難場所としております。なお、各庁舎におきましては、災害時において災害の現地対策本部となりますことから、指定避難所とはしておりません。

また、災害応援協定に基づき、災害時に一時的に避難先として施設を開放していただける企業の状況でございますが、屋井工業団地及び隣接地の企業9社と、モレラ岐阜、イオンタウン本巣を合わせまして現在11社と協定等を結んでおるところでございます。

なお、これらの11施設は、あくまで各企業の社会貢献の一環として災害時に各企業が施設を開放できる状況において開放される一時的な避難場所でございます。これによりまして協力いただくこととしております。したがって、一時的にそこへ避難された方は、その後、市の指定する避難所等へ移っていただくこととなります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

屋井のケース、これは寺町議員よりもお聞きしておりまして、いい仕組みをつくってみえるなど。ただ、本巣市内の全自治会がそのような対応をされているかというところちょっと寂しい部分もございますので、その辺も各自治会のところへもいい事例を、こういう形で活動されている自治会もあり

ますよというのを発信していただけるとありがたいと思います。

質問の3に入ります。

災害ごみの処理はどんなものなのでしょうか。水害時、1階にあった家具、衣類、食料品等が当然水没した場合はごみになってしまうと。特に生の食料品等につきましては、当然廃棄されれば腐敗であったり悪臭であったり、それから衛生面で非常に問題となると。被害後のごみの収集場所、これは市のほうで策定されているとは思いますが、ニュースで見えていますと軽トラにいっぱい積まれた災害ごみが、行列ができて2時間、3時間待ちで廃棄されているような光景がございます。

その辺、これも以前にも質問しておりますが、改めて事前に市民の皆さんがそういう災害に遭った場合に想定され、いろんなものを事前に避難というか、物によっては2階に上げておくとかしないと、大事な寝具から、その日の生活に困るような状況にもなりますので、災害等のそういう事前の対応のようなものも含めてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

災害ごみの処理対応についてお答えをさせていただきます。

本市の対応につきましては、県計画と整合を図り、国が策定した対策指針以降の知見を反映し、平成31年3月に改定いたしました本県市災害廃棄物処理計画に基づき、災害ごみの処理を進めていくこととしております。基本的な考えとしましては、廃棄物の腐敗による生活環境の悪化と感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物を優先的に処理するようにしております。

次に、災害廃棄物の発生量に応じて1次仮置き場を開設し、必要な人員を配置し、資機材等を配備するなどして市民等が搬入するごみを、可燃系、不燃系及び瓦れき類等に分別を徹底することで可能な限り再資源化を行い、最終処分量をできるだけ少なくするように努めてまいります。

なお、災害の規模が大きい場合には、2次仮置き場を設置し、1次仮置き場からのごみを運搬・集約して保管し、選別処理や再資源化を行った後、廃棄物処理施設での処理・処分を行うとともに再生利用を行うこととしております。

また、本市みずからで処理が困難である場合には、本市が締結しております災害廃棄物に関連する協力・支援に関する協定等に基づきまして、本市の災害対策本部を通じまして県と連携し、関係機関等へ応援要請を行い、復旧・復興に向け一日でも早くごみが片づくよう迅速な処理に努めることとしております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

特に、災害に遭ってみないとわからない部分もございますけど、やはり事前にそういうもし何かあっても極力、悪く言いますと、災害時、被災時についてこのごみも出しちゃおうかというような雰囲気もちょっと聞こえてきますので、やはりそういう過大な量になったり、また災害ごみ物によっては第2弾、第3弾ぐらいに分けて出せるような仕組みもあれば、いつきにどっと来て、場所的なものが問題になるようなこともないのかなと考えますので、そういう啓蒙活動もできたらお願いしたいなと思います。これは要望としてお願いします。

質問の4に入ります。

防災訓練についてお尋ねします。全自治会において8月末から9月にかけて年に一度の防災訓練が行われております。罹災時の避難場所、それから避難経路、それから手段、徒歩なのか車なのか、それから歩行困難な方、高齢者、弱者への対応などの内容が当然必要で、押さえられるべきことだと思います。

また、最近余りこういうことを言われませんが、炊き出しですね、昔はおにぎりをつくったりとかというような時代もございましたが、そういうものも、ただ用意された備蓄品だけじゃなくて、あり合わせのもので炊き出しをして皆で共有し災害を乗り切ると、そういう模擬体験なども綿密に組み立てられて実施されている自治会もあると聞いております。洪水や地震など、いざというときに犠牲者を出さず安全に避難ができるのか、ちょっと心配な避難訓練も見受けられるような感じがします。そこまで行政がタッチできないというようなことも聞いておりますが、自治会ごとの避難に対するレベルチェック、問題点、課題点を発掘して、避難訓練のレベルアップを図る必要を感じております。

防災士の方も、きのう数字も出ておりましたが、ふやしていただき、できれば各自治会に何人かがお見えでと、そういう方がリーダーとなって災害時の対応、それから備品類の備えもやるべきかなというふうに考えております。

いま一度防災訓練についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、防災訓練についてお答えをさせていただきます。

毎年7月の自治会長会におきまして、防災訓練の概要や日程を説明させていただきまして、訓練当日に各自治会がどのような防災訓練を実施するかにつきまして、全自治会に総合防災訓練実施メニューの提出をお願いいたしておるところでございます。また、消防団員の派遣や訓練に必要な貸し出し資機材の調整、訓練実施に当たっての助言などを行う中で、訓練内容を把握しているところでございます。また、訓練を含めました防災活動に要する費用に対しまして支援措置といたしましては、自主防災活動補助金を支援しており、活動写真を添付した実績報告書によりましてその活動

内容を確認しているところでもございます。

さらに、市では自治会における防災力の強化を図るために、自主防災活性化補助金によりまして、地域の実情に応じた救助用資機材や備蓄食料の購入の補助、特に防災士の資格取得にかかる費用につきましては全額を補助いたしまして、資格取得後につきましてもフォローアップ研修の実施、地域防災リーダーとなる防災士の育成にも努めているところでもございます。

こうした支援によりまして、年々防災士の資格を取得されました防災士の方が防災訓練への積極的な参加も報告されておりまして、自治会における防災訓練の充実にもつながっていると考えているところでもございます。

防災訓練は災害時に、みずからの命はみずからが守る行動を平常時から反復して行い、災害時に慌てることなくみずからの命が守れる行動をとれることが目的でございます。

ここ数年、これまでの想定を超える災害が発生いたしまして、従来の行政による防災対策、公助には限界がありますことから、自分の命は自分で守る自助と、地域の安全・安心は地域で守る共助による防災意識の向上や防災対策の底上げが重要になってくると考えております。

市といたしましては、防災訓練の実施に当たりましては、これまでの体制を維持しつつ、自助、共助について、市民や自治会が考え、学び、行動に移せる訓練メニューを提示するほか、自治会ごとにそれぞれ創意工夫されて地域の実情に合った自主防災訓練が実施されるよう、引き続き支援をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

定期的な実施される総合防災訓練でありますけど、実情として、消火栓にホースをつないで放水して終わるような簡略化された自治会もあると聞きますので、いざというときに役立つというか実現できる避難訓練を目指して御指導いただければありがたいなと思います。

次に、大きな2番、指定管理者制度の現状についてお尋ねいたします。

地方公共団体の公の施設の管理、運営を株式会社等の営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができるというのが指定管理者制度というふうに思っております。

運用上の留意点として、1つ、定期的な収支報告、運営協議会を設ける。2番、利用者であるとともに本来の所有者である市民のチェック制度を機能させる。3番、管理者自身がサービス向上と改善のための情報収集を行う。4番、管理を指定した地方公共団体及び第三者機関による監査を実施する。5番、管理を指定した地方公共団体職員の頻繁なる訪問（業務によっては常駐）による指導。6番、地方公共団体からの派遣も含めた一定率以上の正規職員が占める割合の担保と、このようなことが指定管理者制度の規定の中にございました。全てが本巣市が行っておる指定管理者制度

には合致しないとは思いますが、そのようなことを押さえないといけないという形になっております。

質問に入ります。

1番、これもきのうとちょっと重複しますが、プロジェクトアドベンチャー施設の活用状況はいかがなものでしょうか。企業の新人研修等に活用とのふれ込みでしたが、その後の研修の実績数、企業数、回数、人数等、いま一度教えていただければありがたいです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、プロジェクトアドベンチャー施設の利用状況についてお答えをさせていただきます。

NEO桜交流ランドの敷地内にあります体験型プロジェクトアドベンチャー施設は、平成29年度に実施いたしました本巣市観光等施設再整備事業において、平成30年度からの指定管理者を公募する際、現在、本市観光等施設の指定管理業務を行っております指定管理者から、うすずみ温泉四季彩館へ団体客を誘致し、施設の稼働率を上げる目的で事業提案がなされたため、この事業提案書に基づき本市が建設したものでございます。

本体験型施設では、プロジェクトアドベンチャーというアメリカで開発された教育プログラムを実施しており、東海地区では本市が初めての導入となっております。本教育プログラムの特徴といたしましては、課題を解決するプロセスから、自他理解、協力、協働することの大切さを学び、生きる力や豊かな心を育み、人の器を大きくすることを目的としております。価値観が違う人同士が協力して課題を解決していくことで、自己理解、他者理解、コミュニケーション、リーダーシップ、課題解決などの力を身につけることができることから、近年、企業の人材開発や教職員や学生の育成を対象に取り入れられております。

御質問のプロジェクトアドベンチャー施設の活用状況でございますが、平成30年度は市内の小学校、スポーツ少年団、市外の企業など8団体476名の方が利用され、うち2団体173名の方が、うすずみ温泉四季彩館で宿泊をされました。

今年度につきましては、10月末までの実績ではございますが、市内の小学校や市外の企業など17団体476名の方の利用があり、うち3団体119名の方が宿泊され、NEO桜交流ランドへの新たな団体客誘致につながっております。

このほかにも指定管理者のファシリテーターによる出張プロジェクトアドベンチャー研修や、無料体験会など新たな顧客を確保するため営業活動に取り組みされております。

今後につきましてもNEO桜交流ランドの稼働率を上げるため、指定管理者による営業活動に加え、本市のホームページ等の活用によりまして、本施設の魅力を広く発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

他市町の事例ですが、滋賀県大津市のびわ湖バレイ、こちらにはジップラインと、それからスカイウオーカーといったスリルを求めるアトラクションが人気だそうです。それと福井県池田町、こちらにはツリーピクニックアドベンチャーいけだ、ここには日本最長の510メートルのジップラインがつけられとても好評だと聞いております。

研修で根尾のプロジェクトアドベンチャーが利用されるという形で御提案がありましたが、なかなか企業さんにおいても厳しい中で、一般の方の楽しめる施設でもあってほしいなというふうなことを要望としてお願いをしておきます。

質問の2番、交流館というんですかね、以前の、ダンス教室等に利用するというので、壁面には大きな鏡が設置されたとしてお聞きしておりますが、これもきのうのお話では、利用状況、利用者はゼロだというような回答でございましたが、いま一度質問したいと思います。よろしくお願います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、このプロジェクトアドベンチャー施設の建設と同じく、平成29年度に実施いたしました本巢市観光等施設再整備事業におきまして、平成30年度からの指定管理者を公募する際、現在の本巢市観光等施設指定管理者業務を行っております指定管理者から、うすずみ温泉四季彩館への団体客を誘致し、施設の稼働率を上げる目的でふるさと体験工房の一部を、雨天時のプロジェクトアドベンチャー研修のオリエンテーションやダンススタジオとして利用できるよう事業提案がなされたため、この事業提案書に基づき市において改修をいたしましたものでございます。

御質問のダンス教室等での利用につきましては、参加人数についてでございますが、指定管理者による利用促進を図ってまいりましたが、ダンス教室等としての利用実績はございませんでした。しかし、雨天時や冬季期間中には、屋外の体験型プロジェクトアドベンチャー施設を使ったプロジェクトアドベンチャー研修が行えないことから、当貸しスタジオを使って室内向けのプロジェクトアドベンチャー研修に利用されたとお聞きをしております。

今後につきましては、プロジェクトアドベンチャーとしての利用のみならず、ダンスなどの合宿研修での利用促進を図るため、指定管理者による営業活動のほか、先ほども申しました本市におきましてもホームページ等の活用により広く周知を図ってまいりたいと考えております。以上でござ

います。

[5番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

せっかくある市の施設ではありますので、少しでも活用してこそ価値があると思います。現在、ブームでもありますフラダンス、ベリーダンスとか太極拳、また若い人に人気のヒップホップダンス、それからバサラ踊りなんていうのも非常にはやっております、そういう愛好家の団体にアプローチしていただき、できれば温泉プラス宿泊、そしてそういうダンスを楽しんでいただくというような形でより強く営業をかけていただきまして利用していただくことを要望させていただきます。

3番の質問に入ります。

道の駅の取り扱いアイテムにお尋ねいたします。2つの道の駅で販売される商品ですが、絞り込みというんですかね、アイテムの整理で少なくなっているように感じられます。また、地元でつくられた商品が減っているのかなというようなことも聞こえてまいります。本巢の道の駅へ来られる方は、やはり本巢でつくられた地元のを求めてみえるんじゃないかという中で、特色のある地元産のものが少ないというのはちょっと寂しい感じがしております。

地元以外の業者の方の商品がふえているような感じも見受けられますが、その辺の経緯だとか背景をお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、道の駅で販売されている商品が市外の商品が多くなっている経緯、また背景についてお答えをさせていただきます。

平成29年度に道の駅等観光施設の前指定管理者である一般財団法人もとす振興公社から、指定管理者に指定管理業務を引き継ぐに当たり、一般財団法人もとす振興公社が保有していた山菜の漬物やみそなど特産品の原材料等につきましては、指定管理者の方針により引き継ぐことができないことから、みそや山菜の漬物など一部の食材につきましては、一般財団法人もとす振興公社より多くの原材料のまま販売されたとお聞きをしております。みそや梅干し、ラッキョウ等につきましては、仕込みから商品として加工して販売できるようになるまで半年から2年ほどかかるため、今までうすずみ特産販売所で加工していた商品が品薄状態になったとお聞きをしております。

このため、道の駅の収益を確保し、安定した施設運営を図るため、市外の商品を販売されるようになったとお聞きをしております。

ことし10月になり、ようやくみそや梅干し、ラッキョウ等の仕込みが完了したため、11月上旬から本格的にうすずみ特産販売所で加工した特産品の販売が再開されるようになったとお聞きをして

おります。

指定管理者におかれましては、今後も地元でつくった特産品の販売に力を注ぐとともに、地元産品を使った新たな特産品開発にも取り組んでいきたいと聞いております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ふるさと納税の返礼品につきましては、いろいろ課題が出てきまして地元でないものを返礼品に扱って、それでは本来の趣旨から外れるだろうということで、返礼品は地場産品でということであります。

新たな本巢市の地場産品を育成するためにも、そういう思いのある方、団体の方を支援していただき、指導していただき、当然保健所等の難しい課題もございますが、そういう形で道の駅で販売される地元産品をふやしていただきたいなど。6次産業という言葉もございますように、本巢はやっぱり農業に従事される方が多い土地柄ですので、そのようなものもお願いしたいなど。

私も道の駅、いろんなどころへ旅行へ行きましたときに寄るのが楽しみで、そのときにやはり探すのは地元の珍しいというか特産の農産物とか加工品を探すというようなこともございますので、ぜひ地元の地場産品が多く並ぶような形でお願いできればということで要望させていただきます。

4番の質問に入ります。

この4つの施設は、本巢市民の税金でつくられたものであることは事実だと思います。そして、地元の雇用拡大も背景にあったと、現在もあると思いますが。職員さんの人数の推移、それからやはり今の働き方改革ではありませんが、満足度といいましょうか、その辺の状況はいかがな状況かお尋ねしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、観光等施設の職員の状況についてお答えさせていただきます。

指定管理者による指定管理が開始された平成30年4月1日現在の本巢市観光等施設の従業員数は、道の駅織部の里もとすが34名、うち市内の方は15名。NEO桜交流ランドは40名、うち市内の方は31名。NEOキャンピングパークは11名、うち市内の方は10名。うすずみ特産販売所は19名、うち市内の方は18名で、施設全体としましては104名、うち市内の方が74名従事しておりました。

本年10月末現在では、道の駅織部の里もとすが37名、うち市内の方は15名。NEO桜交流ランドは34名、うち市内の方は25名。NEOキャンピングパークは10名、うち市内の方は9名。うすずみ特産販売所は13名で全て市内の方であります。施設全体といたしましては94名、うち市内の方が62名従事しております。平成30年4月1日と比較しますと施設全体で10名の減となっております。

指定管理者におきましては、各施設とも人員が不足しているため、随時従業員の募集を行っているとのことですが、応募される方は少なく、特に根尾地域の施設では深刻な人手不足に悩まされているとお聞きをしております。

従業員の働き場所としての満足度や意見等の把握につきましては、毎月市担当者と指定管理者、営業所長、各施設の責任者による本巣市観光等施設の定例会での意見交換のほか、市職員が定期的に各施設を訪問し、従業員から施設運営に対する意見や要望等をお聞きしているところでございます。

従業員からいただいた意見や施設運営に対する要望等につきましては、指定管理者に伝えるとともに改善が必要な事案につきましては、改善が図られるようお願いをしているところであります。

今後につきましては、市職員による従業員からの聞き取り調査のほかに、各施設で働いている従業員が市に対して直接意見や要望が述べられるような仕組みづくりを検討するとともに、地域住民の働く場としての提供、各施設で働く従業員が働き場として満足できるよう、指定管理者に提言してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

根尾地域での求人に対して応募者が少ないという現状があるということですが、移住・定住という言葉もございますように、まちから若い方でそういう思いで、そういう地域の活性化に貢献したいというような若い方をまた都会のほうからでも求人していただいて、募集していただくのも一つのアイデアかなということで要望させていただきます。

最後に、いま一度10月12日に襲来した台風19号、災害に対する新聞記事をちょっと注目いたしました切り抜きをしてみました。非常に膨大な量になりまして、12月現在でも、ちょっと見ていただくといいんですけど、本当に真面目にちゃんと台風関係をずうっと全部集めましたらすごい量になりまして、それだけ皆さんが心配している、関心がある、注目していることだと思います。

今回の御答弁にもありましたように、行政サイドでも最大の備えをさせていただいているというふうに感じましたので、非常に安心しておりますが、でもそれ以上に災害というか台風については巨大化していると。それから地震についても、南海トラフだとかいろいろ騒がれておりますが、いつどこきかつての濃尾地震のような地震が発生するかもしれないというような中で、やはり言葉としては、もちろん行政の方をお願いする部分もございますが、やっぱり自助であり、自分の命は自分で守るというところに尽きるのかなというふうに考えますので、より本巣市民の方一人一人にそのような思いが伝わるような活動をお願いしまして今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続いて、6番 澤村均君の発言を許します。

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

きょうは一般質問を始める前に、最近、新聞紙上、テレビ、マスコミ等で桜が満開ということで、時期外れの国会の桜ですね、これは。結局、きょうの質問にもありますが、税の無駄遣いをきわめたる極地といえますか、耐えがたいものがあります。これから質問の中にもところどころ出てきますので。

きょうの質問4項目あります。

税金の無駄をなくす。税収が潤沢にどんどん入ってくる時代はもう終わったと。いかにして今あるものを大事に使っていくか、そういうことを考えますと、本市でも今後、庁舎問題等いろいろ計画があります。

今、私は健康が一番ということで、山歩きとかぼちぼちやっているんですけど、その折にたまたま、県内各地に行くんですが、一番身近なところを忘れておりまして、富有柿の里という施設がありました。一番近くて安全というんですかね、規模はちょっと小さいんですけど、そこを歩いておりましたら、もう築30年ですかね、これ、合併前なのでちょっと僕もよくわからないんですけど、立派な施設が4棟建っておりまして、私も農産物で漬物をやったりとかということで直売所にも行くんですが、土・日になりますと本当に各地から見えて、駐車場も満タン状態ということで、すごい施設だけどちょっと狭いなと、そういうことを思いながらこの施設を一通りぐるっと何回も回ってみたんです。そうしたら、一番広いスペース、敷地を占有しているのが柿の木がたくさん植えてありまして、立派な温室もありました。富有柿の里のメインの施設は、高木貞治博士の開所式もお招きいただいて見てきたわけですけど、多岐にわたっているんなさまざまの方が利用されている。

一部国の施設ということで道の駅という形にもなっておりましたが、そこで気になったんですが、問題、一番最初に書いてあるんですけど、特産物である本巢市の富有柿、このネーミングどおり柿振興のためにつくられた施設ではないかというふうに思いながら施設全体を見回してみました。そこで、一番最初に富有柿の里、特に柿振興のために利用されているのではないかということから、私も勉強不足なので、そもそもというところで柿振興のためにこの施設をどのように利用されているのかということを最初にお尋ねします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、現在の柿振興のための施策についてお答えさせていただきます。

近年、柿を取り巻く環境は厳しい状況にあり、本市の柿栽培面積及び農家戸数につきましては、農林業センサスによりますと、2000年の調査で361ヘクタール、957戸でありましたが、2015年の調

査では298ヘクタール、702戸まで減少しております。

このため柿栽培農家の減少抑制のため、富有柿の里では柿栽培を技術面から支援し、柿づくりについて基礎的な知識と技術を講義や実習を交えて学ぶことができる柿づくり塾を開催しております。柿づくり塾につきましては年間10回開催し、平成28年度が延べ598人、平成29年度が延べ667人、平成30年度が延べ757人と受講者は毎年増加傾向にあり、定年退職して新たに柿栽培を始めた人や、柿畑はあるが栽培管理がわからないなど、柿栽培について問題や疑問を抱えている農家の手助けを行い、今後も本市が柿産地として維持できるよう柿の担い手確保に努めております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

大変利用されている方が大勢見えるということなんですけど、この施設の中に大きな温室というんですかね、ガラス張りのでかい施設があるんです。僕ずうっと見ていて、どう見てもこれは倉庫にしか見えないなという部分がありまして、米と同じように、農家の方たちが今担い手に預けていく、柿畑も同じようにかなり体力が要るということで担い手に預けているという、法林寺地区なんかでも知り合いがかなり何町歩とやってみえるということで、減っているわけですよ、農家自体が。

そこで見た限りのあの施設の中で、あそこで研究をなされているのか、何か柿の選定をされて管理されている方はお見受けするんですけど、もったいないような施設がありました。現在、施設というんですか、温室に関してですけど、どのように管理、運用をされているのかをお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えさせていただきます。

議員が御指摘の、もともと当初の富有柿の里につきましては、おっしゃられたように当時はそういった富有柿の培養の研究、またガラス温室を使つての柿栽培と、また世界の柿の木ということで、そういった世界の柿の木を展示して、柿のそういった振興、普及も図りながらということで、施設を整備したという経緯でございますが、議員御指摘のとおり、施設ももう何年も経過しております、そういった研究等も現在は行っておらず、また温室につきましてもそういった活用が今されてございませんので、現在といたしましては議員御指摘のとおり、温室につきましても有効活用という形で、ガラス温室につきましては倉庫的にそういった市の資材を保管する倉庫ということで今利用しておるという状況でございます。

[6番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

やはり見たとおりの利用の仕方かなというのを確認いたしました。

この施設全体における部分で、要は無駄をなくしていこうということを考えたときに、これからの質問にも出てくるんですけど、今、利用者、多岐にわたって使っていることで次の質問で出てくるんですけど、こういう無駄といったらちょっと言い方はあれなんですけど、当時としては画期的なことだったということをお聞きしておりますが、やはりせっかくあるものは有効利用、敷地をまらず有効に利用することをお願いしておくということで、2番目の質問に入りたいと思います。

今、この施設、高木貞治博士の施設もありますし、陶器を焼く施設もあり、古墳の展示物もあるということで、いろいろあるんですけど、全体としてこの施設の利用内容と利用者数を教えていただきたいです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、施設の利用内容と利用者数についてお答えさせていただきます。

富有柿の里の施設の利用内容につきましては、会議、バーベキューや船来山古墳群の文化財見学のほかに、平成30年度には、議員先ほどおっしゃられました高木貞治博士記念室がオープンし、見学に利用されております。近年は会議室の利用形態も農業者の利用のほかに、絵画クラブ、パソコン教室、スポーツ少年団など文化・教育的な利用がふえてきており、ニーズの変化が見られております。

また、施設の利用者数につきましては、平成27年度が施設全体で5万2,585人、平成28年度が5万3人、平成29年度が4万9,273人と従来の利用者は減少傾向にありましたが、平成30年度からオープンいたしました高木貞治博士記念室が3,000人を超える見学者数となったことから、平成30年度は4万9,379人と増加に転じております。

また、令和元年9月には、東京理科大学の副学長で同大学の数学体験館の館長である秋山仁先生による監修を受けた数学ワンダーランドもオープンし、さらなる利用者数の増加が見込まれております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

この利用者数が多いか少ないかは別として、有効に使いたい人が使える、特に教育という部分で今大変人が戻ってきているということなんですけど、施設全体を考えたときに一番使い勝手のいい

使い方ということをこれからは考えていかなきゃならないかと思います。

その中に農林業実習センターというんですかね、研修棟というのがぽつんとあるんですけど、何か使っているのかなど。名前は名のとおり振興研修センターということで、利用者はあると思うんですけど、この施設だけでどれぐらいの年間利用されているのかをお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問の体験実習館ですが、今、バーベキュー棟の一番上にある体験、研修という形で、当初もそういった農業の体験ができるだとか、そういった宿泊をしたりですとか、研修をするという目的で施設が建てられたというようなことで、施設ができた当時はそういったスポーツ少年団がバーベキューをしたりとか、会議室を使った後にバーベキューをしたりとかというような目的をしながら施設の有効利用を図ってきたわけですが、ちょっと手元に最近の数字は持っていませんが、私の知る限りちょっと施設も老朽化しておりますので、ほとんど使われていないというような現状であるとは認識しておりますので、その体験館につきましても、やはり施設の有効利用という観点から、私どもも今後そういった有効に活用できないかというようなことで、市独自ではなかなか難しいことではございますので、また民間のお力をかりて有効活用できないかというようなことにつきましても、いろんな形で今検討しておる段階でございますので、今後活用できるようにまた努めていきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ということで、かなりもったいない使われ方だということが大変よくわかりました。

全般的にこの施設をこれから使い勝手のいいように変えていくというか、また壊してつくるというのは大変なことなんですけど、とにかく有効利用していくということを全般的に考えながら各方面の方々のお知恵をかりながら有効利用できるように改善を求めていきたいと思っております。

そこで3番目の質問に入ります。

私も車でもちろん行くんですけど、駐車場が特に土曜日、日曜日は満車状態で、マイクロバスもトイレ休憩を兼ねて来るんでしょうけど、とにかく狭いというのが第一です。先ほどの施設の有効利用ということを考えたら、改修の折には駐車場の増設、この販売所はかなり人気があるみたいで、織部まで行かなくても新鮮な野菜が買えるとか、トイレもありということで地元の教育施設ということも兼ねて全般的に考えるとどうしてもキャパが足りないかなということが否めませんので、この点を今後の課題としていただいて、改修等を考えていただけるとありがたいと思っております。

そこで4番目に入ります。

高木貞治博士の記念館ですが……。

○議長（鐔本規之君）

駐車場の件は、答弁はよろしいですか。

○6番（澤村 均君）

これは今、最終的には改修を全般的にやっていただけるということをお聞きしましたので、それも含めて考えていただきたいと思います。済みません、原稿がなくてちょっと。

○議長（鐔本規之君）

了解いたしました。

○6番（澤村 均君）

そこで4番目の質問に入りたいと思います。

この高木貞治博士の記念館、スペースもかなり広くとっていただいて子どもたちもかなり利用されているということなんですけど、今後、改修されるということも考えながらこの記念館をどこかに新たに考えられているのか、ここをまた定着してここで使われるということであれば、改修されるそういう機会を一緒に考えながらもうちょっと、あのスペースで足りているのか、このままでいいのかということをおとちょっと教育委員会のほうから教えていただけるとありがたいです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

高木貞治博士記念室は、平成30年3月の開室以来、きのうまでで5,000人近い来室者がありました。その内訳は、市内が57%、市外が43%で、中には北海道、東北、東京、四国などから、さらにはフランス人留学生など外国人の来室もありました。多くの方に高木博士の偉大な功績や学びの足跡などを発信することができていますので、今後も広く紹介し、特に全ての市民に参観してもらえるような啓発をしていきたいと考えております。

また、記念室にあわせて施設内会議室を小・中学生が学ぶ数学校、STEAM講座などの定期的な学習会場として位置づけました。さらに、この秋には東京理科大学と連携し、数学の楽しさを伝える体験型の空間、数学ワンダーランドをオープンさせ、数学の理論や公式を体感する教具や、数学的思考を生かして遊ぶ教材を約40種類準備し、その仕組みや遊び方などを示しました。静寂であったフロアが、マンホールのふたはなぜ丸いのかとか、楕円の中ではなぜどこからでも同じ点にボールが集まるのかなど、身近な疑問が数学の理論と結びついていること、生活が数学で成り立っていることが体感できるわくわくする空間に変身しました。記念室だけではリピーターに限られていますので、体験重視の数学の総合的施設という設定にしたことは効果的であると考えています。

来年度は、数学のまちづくりコーディネーターと記念室ワンダーランドの説明員を配置し、体験内容を充実させますので、親子連れなどでいっぱいになることが期待されます。

また、学校教育の側面から市内全小学校4年生を富有柿センターに招いて、記念室では高木博士

の功績を学び、ワンダーランドではさまざまなアイテムに触れて五感を通して考える力や、論理的思考を身につけ、たくましく生きる力を育てていきたいと考えています。

今後は、高木貞治博士記念室と数学ワンダーランドを位置づけた富有柿センターを数学のまちづくりの拠点として、また国史跡となった船来山古墳群やその出土品が展示されている古墳と柿の館も含め、富有柿の里全体を教育・文化の拠点として整備し、多くの市民の学びの場所として、また観光資源として定着させていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。

現在のまま定着するというので承っておきます。そうであるならば、やはり広く整備をされるということがどうしても必要かなというふうに思われます。これは富有柿の里全体というか、次の質問に出てくる船来山のこともありますので、とにかく広く使う、県内外の人も来るということであれば、さらにこの駐車場整備等を。

私も歩いておまして、各建物にチケットの大人幾ら、学生幾らというのが書いてあるんですね。そこに障がい者の方幾らと書いてあるんです。ずうっと歩いてみて、あれ、結構インターロッキングも傷んでいるし、このスロープで本当に障がい者の人がここへ来れるのかと。特に教育でそういう方もいらっしゃると思います。ちょっと当時のつくられたときの状況がわからないのであれなんですけど、今、人に優しいとか、バリアフリーとかという言葉があそこを見ているとほど遠いなど。当初の目的と余りにもつくり方、使い方が変わってきている以上、やっぱりどうしても改修が必要であるということを考えながら次の質問に入りたいと思います。

この富有柿の里の裏にはずうっと大きい船来山という山があります。私も昨年、和歌山のほうへ研修に行った折に、キトラ古墳というかなり大きい、日本で最大級ではないかというキトラ古墳を研修、見学に行きました。そこで、当時40万人が観光客、市民の方が訪れるというすごい施設も立派ですし、広大な敷地の中に何百という古墳があるという、その学芸員の方がおっしゃられるには、本巢の船来山はそれに次ぐか、それよりまさるのではないかという意見でした。

ただ、この全面古墳の保存ということは大変な仕事だと思われるんですけど、今後にわたって古墳の保存ということを考えたときに、この船来山全体に、ことしでしたか一部地権者が市のほうに譲渡されたという話を承っております。こういう方たちばかりおればよろしいんですけど、多分個人の山もあると思います。ゴルフ場の開発という話が持ち上がりまして、それが頓挫し、この山は今荒れ放題になっています。

そこで、今後のことを考えたときに、この地権者というのはどれぐらいおられるのかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、現在の船来山の地権者の人数についてお答えをさせていただきます。

船来山古墳群は、東海地方最大級の古墳群として、ことし2月に国の史跡指定を受けました。過去に発掘調査の行われました範囲を第1次指定として史跡指定を受けたところでございますが、今後も調査などを進めながら船来山全体の史跡指定を進めていきたいと考えております。

御質問の地権者の人数につきましては、本市を含め、個人、法人などを合わせて62名であります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

62名ということで大変驚いております。田畑の放棄地というのもあるんですけど、ここの山も一時はなかなか山の柿がおいしいということでたくさんつくっておられたということで、多分このゴルフ場の開発のときに放棄されたのか、栽培をやめられたということだと思いますけど、竹は伸び放題、管理はされていないような状態が続いております。

今はいないんですけど、高橋勇樹君がいるときにいつもボランティアでこの歩道の伐採とか下刈りをやっているということをいつもかも聞いておったわけですけど、今でも歩いておられますと、多分歩くところがきれいになっているところは誰かが下刈りをしているのかなあというふうに見受けられるんですけど、例えば市の部分は市が管理していると思われませんが、ボランティアの力で今の状態を維持できるのか、今後のこともありますので、ボランティアに任せきりでいいのか、山は荒れていかないのかというのを、自然環境の面からもちょっとお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、船来山の管理についてお答えをさせていただきたいと思っております。

国の史跡指定を受けました土地とその周辺につきましては、昭和産業株式会社のほうから約17ヘクタールの寄附をいただいて市の所有になったところでございます。

市の所有地につきましては、今、議員さん申されましたとおり船来山古墳群のボランティアの方に古墳へ向かう山道や古墳周りの草刈り、竹の伐採を通して古墳の保護と、それからことしから始めました里山ウオークの開催などに御協力と御尽力をいただいております。以上でございます。

現在の船来山古墳群の整備につきましては、船来山古墳群保存・活用検討委員会や国・県と協議をしながら、第1次指定地の保存・活用計画の策定を進めているところでございます。この計画が

できますと、ようやく具体的な整備を進めることができてきます。計画ができた段階におきまして、船来山古墳群の価値や魅力をさらに発信し、多くの方に周知を図りながら今後の整備とともにボランティアの方もふやしてまいりたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございました。

今、東海環状自動車道も着々と工事が進んでおるところであります。このちょうど中心部あたりをトンネルが掘削され工事が進むわけですけど、トンネルを掘ると当然影響も出てくると思うんですけど、陥没する云々という話は置いておいて、とりあえずこの工事にかかわる影響範囲というのは当然古墳にも影響してくると思われま。この保存というか復旧というんですかね、これは誰が行うのかということをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、東海環状自動車道のトンネル工事に伴います保存についてでございますが、東海環状自動車道のトンネル上部に当たる部分において古墳の確認がされております。トンネル工事につきましては、その古墳に影響がない工法により施工することを岐阜国道事務所と事業者であります中日本高速道路株式会社と協議をいたしました。また、直接トンネル工事の影響を受ける古墳がないことを確認しております。

11月に開催いたしました船来山古墳群保存・活用検討委員会におきましても、その工事についての説明をしていただき、質疑応答などを行い、検討委員さんの方に了承をいただいたところでございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

大変明確にお答えいただいて安心をいたしました。

そこで、この船来山トンネルと申しますか、この道ができ上がりますと全国各地の方がここを通られるわけです。いろいろトンネルの名称等でちょっと気になりましたので、一言伺いますが、例えば船来山古墳トンネルとか、地名を使うということをお聞きしておりますが、そういう地元からトンネルの名称なり、かなりインパクトの強いものが発信できることが可能かどうかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、トンネルの名称に船来山古墳群等の要求はできるかについてお答えをさせていただきます。

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に確認をしましたところ、トンネル、橋梁等の名称につきましても、事業者である中日本高速道路株式会社が将来の維持管理のしやすさといったものを主眼として山名、もしくは地区名を付すことを基本として名称を決定しているとの回答をいただきました。したがって、議員御質問の船来山古墳群等の名称につきましても、それに該当しないと思われまますので困難であると考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

全国に発信するという考えたときに、トンネルの名称で使えないということであれば、その近くにわかりやすい全国に発信できるような大きな看板等、史跡に邪魔にならないような大きくわかりやすいものを設置していただくと観光客の誘致にもつながると思います。

それで、この質問の最後のことですが、この船来山古墳群全体、岐阜市側もありますが、全体を遊歩道という健康増進という意味で、私の趣味でもありますところなんですが、そういうことを考えたときに和歌山の古墳の市民の散策道路、憩いの場ということを見ると、かなり広大な敷地なのでどの程度のことが許されるのかということをお尋ねしますが、健康増進という意味で遊歩道を設置する予定は、また考え方はありなのかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、古墳群の遊歩道の計画についてお答えをさせていただきます。

船来山古墳群は、今回指定を受けました範囲だけでも111基の古墳がございます。これらの古墳の状態を確認して、それぞれの古墳の保存や管理の方法について検討を進めているところでございます。あわせて、古墳の特徴や価値がわかるような整備や公開方法を検討する中で、市民が足を運べる遊歩道の設置や、あずまやなどの設置場所についても検討を進めてまいっております。

古墳の価値を後世に伝える史跡として、また市民の憩いの場となるような整備をしていきたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

Ñ1ÿ6x>86% 0d...©>'

Ñ>4\$ >&Ý § ' ©>'

%&)\$

%zSSS

%&

%&

%zSSS

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 白 井 悦 子